

山梨県公報

第一千二百三十号

平成二十三年

四月二十八日

木曜日

目次

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施	二九五
人事委員会	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二九六
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	二九七
平成二十三年度山梨県職員等採用試験の実施について	三〇〇
平成二十三年度山梨県職員採用上級試験の実施について	三〇二
平成二十三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について	三〇九
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	三二四
落札者等の決定について	三二五

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年四月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十三年四月十三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人御勅使グリーンクラブ
- 代表者の氏名 伊東今朝次

- 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉八百二十四番地
- 定款に記載された目的
この法人は、南アルプス市民に対して積極かつ自発的なボランティア活動を通じて安全で安心な活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十三年四月十八日から同年六月十七日まで

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成二十三年四月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 第一回 平成二十三年九月三日(土)及び同月四日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回

平成二十四年一月二十五日(水)午前九時二十分から午後四時まで。ただし、

実施する狩猟免許試験の種類はわな猟免許のみとする。

二 試験場所

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

<p>(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第一項に規定する免許申請書</p> <p>(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し</p> <p>(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書</p> <p>(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚</p> <p>2 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）</p> <p>六 申請書の受付期間</p> <p>1 第一回 平成二十三年六月一日（水）から同月三十日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。</p> <p>2 第二回 平成二十三年十一月一日（火）から同月三十日（水）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、十一月三十日までの消印のあるものは有効とする。</p> <p>七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課</p> <p>第二 狩猟免許の更新に係る適性検査</p> <p>一 適性検査の日及び場所 住所地を所管する林務環境事務所において確認すること。</p> <p>二 適性検査の対象者 平成二十年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとする者</p> <p>三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力</p> <p>四 適性検査に併せて実施する講習の内容</p>
--

<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理申請の手続</p> <p>1 提出書類 次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。</p> <p>(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書</p> <p>(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類</p> <p>(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類</p> <p>(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類</p> <p>2 狩猟免許更新申請手数料 二千八百円（狩猟免許更新申請書に二千八百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）</p> <p>六 申請書の受付期間 平成二十三年六月一日（水）から同月三十日（木）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。</p> <p>七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課</p> <p>第三 問い合わせ先 山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五 二二三 一五二〇）又は申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課</p>	<p style="text-align: center;">人事委員会</p> <p style="text-align: center;">山梨県人事委員会規則第十八号</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十三年四月二十八日</p> <p style="text-align: center;">山梨県人事委員会 委員長 中 矢 恵 三</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>別表知事の事務部局の項中、「知事政策局長 知事補佐官」を「局長」に、「林務長 産業立地室長」を「林務長」に、「産業立地室付」を「局付」に改め、同表教育委員会の項中、「総務担当、教育制度改革担当」を「総務企画担当」に改め、同表選挙管理委員</p>
--	---

会事務局長の項中「書記次長 地方事務局書記長」を「書記次長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

対象となる個人情報取扱事務		開示期間	開示場所
名 称	記 録 項 目		
職員採用上級試験	第一次試験合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点又は結果、第一次試験と第二次試験の合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第三次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	合格発表日から一月間	人事委員会事務局
職員採用中級試験	第一次試験合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
職員採用初級試験	同右	同右	同右
資格免許職職員採用試験	第一次試験得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
民間企業等職務経験者職員採用試験	第一次試験得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、第一次試験と第二次試験の合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第三次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
警察官採用試験 A	第一次試験合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点又は結果、第一次試験と第二次試験の合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第三次試験人事委員会が別定、定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
警察官採用試験 B	同右	同右	同右

<p>小中学校事務職員採用試験</p>	<p>第一次試験 最終合格発表前 に得点及び順位 (最終合格発表前 に得点及び順位 を公表するもの に限る。) 第二次試験 人事委員会 が別に 定める 試験種目 別得点、 合計得 点、最 終合計 得点及 び順位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>小中学校栄養職員採用試験</p>	<p>第一次試験 合計得点 及び順 位(最終 合格発 表前 におい ては、 不合格 者に 係る もの に限 る。) 第二次 試験 人事 委員 会が 別に 定め る 試験 種目 別得 点、 合計 得点 、最 終合 計得 点及 び順 位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>任期付職員採用試験</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>身体障害者を対象とした職員採用選考</p>	<p>第一次試験 最終合格発表前 に得点及び順位 (最終合格発表前 に得点及び順位 を公表するもの に限る。) 第二次試験 人事委員会 が別に 定める 試験種 目別得 点又は 結果 、合計 得点、 最終 合計 得点 及び 順位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

● 平成二十三年度山梨県職員等採用試験の実施について

平成二十三年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

○平成23年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間 【インターネット 受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	41名程度	5月13日(金)	5月13日(金) ～5月27日(金) 【5月20日(金)】	6月26日(日)	9月2日(金)
	社会福祉Ⅱ	10名程度				
	薬剤師	9名程度				
	栄養士	4名程度				
	警察事務	1名程度				
	化学	4名程度				
	農業	5名程度				
	林業	4名程度				
	総合土木	20名程度				
	建築	2名程度				
	電気	2名程度				
	水産	1名程度				
	保健師	5名程度				
	学芸員	1名程度				
	文化財主事	2名程度				
	建築設備	2名程度				
	研究(電気)	1名程度				
警察鑑定研究 (化学)	2名程度					
少年補導	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月8日(金)	8月5日(金) ～8月26日(金) 【8月19日(金)】	9月25日(日)	11月11日(金)
	警察事務	1名程度				
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	3名程度	7月8日(金)	8月5日(金) ～8月26日(金) 【8月19日(金)】	9月25日(日)	11月11日(金)
	歯科衛生士	1名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	3名程度				
民間企業等職務経験者職員採用試験	行政	5名程度	5月13日(金)	5月13日(金) ～5月20日(金) 【5月20日(金)】	6月26日(日)	9月2日(金)
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度	7月8日(金)	8月5日(金) ～8月26日(金) 【8月19日(金)】	9月18日(日)	11月11日(金)
	警察事務	2名程度				

(※) 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※) 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 平成二十三年度山梨県職員採用上級試験の実施について
平成二十三年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。
平成二十三年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上級	行政	41名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	10名程度	主に福祉施設等で入所者（児）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	9名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	栄養士	4名程度	主に保健所、県立学校等で栄養指導、給食管理等の業務に従事する。
	化学	4名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	5名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	4名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業等の業務に従事する。
	総合土木	20名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道、農業農村整備等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	2名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	水産	1名程度	主に水産に関する試験研究・調査、水産技術の普及指導等の業務に従事する。
	保健師	5名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	学芸員	1名程度	県立美術館等において、西洋美術の調査研究、展覧会の企画運営、美術品等の収集保管、教育普及活動等の業務に従事する。
	文化財主事	2名程度	山梨県埋蔵文化財センター等において、埋蔵文化財発掘調査、研究等の業務に従事する。
	建築設備	2名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・施工管理等の業務に従事する。
	研究（電気）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に電気に関する研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究（化学）	2名程度	県警察の科学捜査研究所等に勤務し、法医・DNA鑑定等の業務に従事する。
	少年補導	1名程度	県警察の各機関に勤務し、少年補導、少年相談等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者）

イ 平成2年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、昭和63年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成24年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「六 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成24年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成24年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
栄養士	管理栄養士の免許取得者又は平成24年において最初に実施される管理栄養士国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成24年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者
学芸員	学芸員の資格を有する者又は平成24年3月31日までに資格を有することとなる者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・地方厚生局長の指定養成施設を卒業した者
 - ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者
 - ・小学校、中学校、高校のいずれかの教諭となる資格を有する者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者
 - ・高等学校卒業で、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ・3年以上児童福祉事業に従事した者で、厚生労働大臣又は知事が適当と認定した者
- ③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（栄養士、保健師、学芸員及び文化財主事は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※栄養士、保健師、学芸員及び文化財主事のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成23年5月13日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・平成23年5月13日(金)から平成23年5月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・郵送の場合は、平成23年5月27日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・平成23年5月13日(金)から平成23年5月20日(金)まで
- ・平成23年5月20日(金)は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
第1次試験		平成23年6月26日(日) (受付時間)午前8時30分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回	平成23年7月10日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回	平成23年7月25日(月)～7月31日(日)のうち指定する1日	
第3次試験		平成23年8月23日(火)～8月25日(木)のうち指定する1日	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間 120分】	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
	専門試験 【試験時間 120分】	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野は別掲のとおり） ・ 行政、警察事務、総合土木及び建築設備は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・ 学芸員及び文化財主事は、記述式により全問解答する。 ・ その他の職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
第2次試験	人物試験Ⅰ・Ⅱ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて、身体検査書により検査を行う。（学芸員、文化財主事及び警察鑑定研究（化学）のみ）
第3次試験	論文 【試験時間 90分】	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 論文は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成23年7月1日（金） |
| イ 第2次試験合格者発表 | 平成23年8月12日（金） |
| ウ 最終合格者発表 | 平成23年9月2日（金） |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職の場合178,800円（平成23年4月1日現在）である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

また、採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成23年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、
警察事務	経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤；病態・薬物治療、法規・制度
栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公共栄養学、給食経営管理論
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策、森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、森林政策、林業工学、砂防工学、土壌物理、農業水利、土地改良、農業造構、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
保健師	地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む。）、保健福祉行政論
学芸員	美術史、美術学、語学（英文、仏文和訳）
文化財主事	考古学、歴史学、民俗学
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（電気）	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
警察鑑定研究（化学）	数学・物理、物理化学、無機化学、有機化学、生物化学、応用微生物学、生理学、遺伝学、血液学、食品化学
少年補導	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査

平成二十三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について
平成二十三年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
平成二十三年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	5名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。

2 受験資格

次の(1)～(3)の全てを満たす者

- (1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
 - ※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例
 - ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者
 - ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者
 - ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者
- (3) 大学卒業等の後の民間企業等における職務経験を5年以上（平成23年3月末現在）有する者
 - ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする
 - イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。
 - ウ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
 - ※ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出させる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内及び受付期間・時間

- (1) 試験案内開始日
平成23年5月13日(金)
- (2) 受付期間
平成23年5月13日(金)から平成23年5月20日(金)まで
- (3) 受付時間
期間中、常時受付
※受付方法は、インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
第1次試験		平成23年6月26日(日) (受付時間)午前8時30分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次 試験	第1回	平成23年7月10日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知 書で指定する。)
	第2回	平成23年7月31日(日)	
第3次試験		平成23年8月23日(火)～8月25日 (木)のうち指定する1日	甲府市内 (第2次試験合格通知 書で指定する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
第2次試験	人物試験Ⅰ・Ⅱ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
		表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
第3次試験	論文 【試験時間90分】	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。（第2次試験日に実施する。）
	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

- ※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限り、事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。
- ※ 論文は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第2次試験日に論文を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成23年7月1日（金） |
| イ 第2次試験合格者発表 | 平成23年8月12日（金） |
| ウ 最終合格者発表 | 平成23年9月2日（金） |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の給料月額（初任給）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、220,000円程度である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

給料月額（初任給）は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「平成23年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第一種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十三年六月二十一日（火）、六月二十三日（木）及び六月二十四日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十三年六月一日（水）から平成二十三年六月十日（金）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査
技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査
教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万四千七百円
(二) 普通自動車免許 二万五百円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千六百五十円
(二) 普通自動車免許 一万二千五百円
(三) 特定第一種運転免許 九千五百円
(四) 大型自動車第二種免許等 一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申

請すること。

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年四月二十八日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

一 落札に係る役務の名称及び数量

地域安全パトロール事業業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年三月三十日

四 落札者の氏名及び住所

財団法人山梨県防犯協会 山梨県甲府市丸の内二丁目三十二番十一号

五 落札金額

二億一百万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年二月十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番